

年休権共同
本人訴訟

NEWS 212

No.8

2022年1月25日

責任者：前田 稔

発行者：教宣部

年休権共同本人訴訟（212裁判） 控訴審第一回弁論開催される！

2022年1月25日、年休権共同本人訴訟（通称212裁判）の第一回控訴審が、大阪高等裁判所で開催されました。

212裁判は、原告の今田さん、山本さん、浦谷さんが2019年9月20日にJR東海会社の年休のみならず、勤務指定のあり方を問題にし、大阪地方裁判所に提訴しました。

新幹線乗務員にだけ行われてきた違法な勤務実態は、この裁判を通じ満天下に明らかにされてきました。勤務指定の内容を端的に指摘すれば、労基法の定めに違反し、就業規則にも違反した取扱いが行われてきたのです。

この裁判の過程において、前月25日での予備担当乗務員に対する翌月分の勤務発表が一部空白を除き、勤務指定するようになり変りました。また、一方的な休日勤務指定も会社をしても簡単に指定しづらくなって来るなど、裁判を通じて成果を勝ち取りました。

しかしながら、2021年9月22日、地裁判決は、労基法を逸脱した会社の主張に沿う不当判決を下しました。

しかし、私たちは諦めず控訴して闘いを進めてきました。控訴審において繰り返し前月20日までに時季指定した年休取得の可否は、就業規則第55条が定める前月25日までに確定、明示する必要があることや、その時季指定した年休の発給含め具体的な勤務を勤務日5日前に確定することは、労基法に違反する行為で、その内容を基礎付ける法令が労基法第32条の2と主張してきました。

いよいよ控訴審判決！！
3月24日13時15分に大阪高等裁判所で開催されます！